



進路だより

愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎

進路指導部 第3号

令和6年3月2日

I 卒業後の進路について

進路を考えるということは、卒業後の自分の生き方を選択するということです。一人一人の就労するタイミングは違いますが、進路選択・進路決定にあたっては、自分自身にあった進路先を見つけることが大切になってきます。

卒業後のことだけでなく、5年後、10年後の生徒の働く姿や生活を想像しながら、どのような力を身に付けていけばよいのかを保護者と一緒に考え、支援していきます。

【主な進路先】

働く(障害者雇用枠)



👉 一般企業: 一般社員と一緒に働く

👉 特例子会社: 一般企業と同様に働く力は求められるが、サポート体制は整っている

福祉就労(働く+訓練)

👉 就労継続支援A型・B型: 支援を受けながら、働くことができる福祉的な就労の場



※雇用契約 (A型: 雇成型、B型: 非雇成型) を結ぶか結ばないが大きな違い。

※仕事に必要な知識や技能が高まった場合は、一般就労を目指していきます。

働く準備(訓練)

👉 就労移行支援: 就職のために必要な訓練や支援を受ける場

👉 職業能力開発校: 能力に適応した職種に必要な基礎的な技能や知識を習得するための訓練を受ける場



※仕事に必要な知識や技能が高まった場合は、一般就労を目指していきます。

2 障害者年金について

障害者手帳を取得している本校の生徒には、障害者年金を申請する「権利」があります。働いて得た給料と障害者年金をあわせることで、より安定した生活を送ることができると考えられます。

○障害者年金の種類

障害者年金には、障害基礎年金と障害厚生年金という2種類があります。2つの障害者年金のうち、20歳から受給できる可能性がある年金は、「障害基礎年金」です。障害基礎年金とは、心身に障害があり、一定の受給要件や障害の程度を満たした人に給付される年金のことです。

○年金の支給額（令和5年4月からの金額）

障害基礎年金には「障害等級」があり、それぞれ基準が定められています。

障害の程度	支給額
1級	993,750円／年
2級	795,000円／年

※障害年金と障害者手帳（療育手帳など）では、判定基準が異なります。「軽度」で判定されている場合にも、障害年金を受給できているケースはあります。

○障害者年金の受給要件

①20歳（年金制度に加入していない期間）に、初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診断を受けた日）のある病気やけがであること。

※知的障害は原則として出生時、発達障害は初めて精神の不調など、発達障害に関する困りごとで病院にかかった日が「初診日」となります。

②障害の状態が法令に定められた障害者等級表（1級・2級）に該当していること。

○申請手続き

20歳になる3ヶ月から半年くらい前に居住地の市役所もしくは年金事務所に行って、必要な書類の確認や手続きの流れ等の相談をします。

※卒業後、市役所や年金事務所から障害年金手続き等の通知は来ません。相談窓口にて御自身で書類をもらう必要があります。

※問合せにつきましては、日本年金機構ホームページの「年金のご相談（電話・窓口）」をご覧ください。

○将来、申請するための準備

①「母子手帳」や学校の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」などの記録を捨てずに保管しておくといいです。申請の際、「病歴・就労状況等申立書」を提出します。成育歴や幼少期にさかのぼって書類を記入することになるため、記録があると役に立ちます。

②「診断書」を書いてくれるかかりつけ医（精神科）を見つけておくといいです。医師に「診断書」をお願いする際には、書いてもらえるかどうか事前に相談しておくことが大切です。

○その他

障害年金は、申請をしないと受給することはできません。また、申請すれば必ず受けられるものでもありませんのでご注意ください。